

令和3年度一般検査の結果について
(有料老人ホーム)
～指針の内容が守られているか確認していますか?～

青森市 福祉部 指導監査課

令和3年度 介護サービス事業者等集団指導

令和3年一般検査実施状況

令和3年度に一般検査を行った有料老人ホームの約9割の施設に対して改善報告を求めています。

サービス種別	実施件数	左記のうち 要改善報告
有料老人ホーム	16	15

※ 令和3年6月から令和4年1月実施分

遵守しなければいけない法令を改めて確認！

- ・老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）
- ・老人福祉法施行規則（昭和38年7月11日厚生省令第28号）
- ・青森市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成24年4月1日）
- ・青森市有料老人ホーム設置運営指導要綱（平成24年4月1日）



※ 指針、要綱については青森市ホームページへ掲載しておりますので、必ず確認し遵守してください。

《掲載場所》 青森市ホームページ (<https://www.city.aomori.aomori.jp>)

ホーム>福祉・健康>事業者のかたへ>福祉・介護事業者
>高齢福祉・介護サービス事業>事業者へお知らせ・各種資料
>青森市内有料老人ホームの設置者・設置予定者のかたへ

1

令和3年度に一般検査を行った有料老人ホームの約9割の施設に対して改善報告を求める結果となっています。

遵守しなければいけない法令を改めて確認してください。

- ・老人福祉法（昭和38年7月11日法律第133号）
- ・老人福祉法施行規則（昭和38年7月11日厚生省令第28号）
- ・青森市有料老人ホーム設置運営指導指針（平成24年4月1日）
- ・青森市有料老人ホーム設置運営指導要綱（平成24年4月1日）

指針、要綱については青森市ホームページへ掲載しておりますので、必ず確認し遵守してください。

令和3年度主な指摘事項等

項目	解説 ページ	項目	解説 ページ
高齢者虐待防止に関すること	3	帳簿の整備	18
記録の整備（研修）	4	給食の運営	19～20
身体的拘束等の適正化	5～7	ハラスメント対策	21
職員の配置	8～9	契約内容等	22
運営懇談会の設置等	10	名簿の整備	22
重要事項の説明等	11～12	金銭等管理	22
非常災害対策	13～14	遺留金品の取扱い	22
事故発生防止等	15～17	研修について	23

今年度の主な指摘事項について説明していきます。

こちらは、本資料の目次です。見返す際の参考にご活用ください。

高齢者虐待防止に関すること

問題点・指導事例

【 問題点 】

- ・ 高齢者虐待防止に関する研修を行っていない。
- ・ 一部の職員（調理員等）に対して高齢者虐待防止に関する研修を行っていない。

【 指導事例 】

全従業員に対して、高齢者虐待の防止等のための措置として、**事業者が自ら企画した研修を定期的**に実施すること。

※ 研修を欠席した従業員に対しても、資料配付のみに留めず、別日での研修実施や個別説明を行い、実施状況が把握できるよう、実施記録を整備することが望ましい。



虐待防止の研修の実施に加えて、以下の取組みが令和6年度から**義務付け**られました。（経過期間中は、実施に努めることとされます。）

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から

- ① 虐待発生又はその再発を防止するための**委員会の開催**
- ② 虐待発生又はその再発を防止するための**指針の整備**
- ③ 虐待発生又はその再発を防止するため**担当者を定める**

3

高齢者虐待防止対策についてです。

高齢者虐待防止に関する研修を行っていないという問題点についてです。

今年度につきましては、研修は行われているものの、職種によって対象とされていない従業員がいたり、毎回欠席している従業員がいるといった事例が見受けられました。

高齢者虐待防止の研修については、全従業員を対象として研修を定期的

に実施すること。
また、実施記録を整備し、研修の受講状況や欠席した場合の個別説明の実施状況を把握してください。

その他、**虐待防止の研修の実施に加えて**、虐待発生又はその再発を防止するための**委員会の開催、指針の整備、担当者を定める**取組みが令和6年度から**義務付け**られ、令和3年度から令和5年度については、実施に努めることとされております。

記録の整備（研修）

研修記録		（作成例）	
		令和●年●月●日	
所属		氏名	
研修名			
日時	令和●年●月●日、 9:00~ 9:30		
会場	A会講室		
講師	管理者 ○○ ○○		
参加者	○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、		
研修内容			
備考	欠席者 △△（12/10）、▲▲（12/10）、□□（12/13） ※（）内伝達研修実施日		

高齢者虐待防止の研修に限らず、研修については参加者や実施状況を記録し、従業員の受講状況を把握することも大切です。



参加者の記載のほか、欠席者についてのフォロー（いつ、誰に、どのように対応したか）を記録

研修記録の作成例となりますので、今後の記録の整備時に参考にしてください。

高齢者虐待防止の研修に限らず、研修については参加者や実施状況を記録し、従業員の受講状況を把握することも大切です。

参加者の記載のほか、欠席者についてのフォロー（いつ、誰に、どのように対応したか）を記録するようにお願いします。

身体的拘束等の適正化

問題点・指導事例

【 問題点① 】

身体的拘束等の適正化のための措置を講じていない。

【 指導事例① 】

- ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する **委員会を、3月に1回以上開催する**とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ・ **身体的拘束等の適正化のための指針を整備**すること。
- ・ 介護職員その他の従業者に対し、**身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施**すること。

身体的拘束等の適正化についてです。

まず、一つ目の問題点についてです。平成30年度制度改正により、身体的拘束等の適正化のための措置として、介護療養型医療施設を含む施設サービス及び居住系サービスに、3か月に1回以上の委員会開催、指針の整備、年2回以上の研修の開催が義務づけられました。

介護サービス事業所については、これらを実施していない場合には減算となるサービスもあります。

尚、平成30年4月から養護老人ホーム及び軽費老人ホームの基準条例にも、同じ内容が追加されております。

それぞれの基準条例及び逐条解釈等を確認の上、対象者の有無に関わらず、体制の整備、委員会及び研修の定期的な開催を行ってください。

問題点・指導事例

【 問題点② 】

身体的拘束を行っているが、記録を作成していない。

【 指導事例② 】

身体の自由を奪う行為（身体的拘束）は高齢者虐待に当たることから、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない**こと。

なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会で検討した上で利用者及び家族等に説明し理解を得るとともに、その**態様及び時間、解除の予定日、経過観察の記録、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**すること。



※ 身体的拘束等に関する記録は、2年間保存しなければなりません。

次に、二つ目の問題点は身体的拘束を行っているが、記録を作成していないという事例です。

身体的拘束は、緊急やむを得ない場合を除き、行ってはならないこととされておりますが、やむを得ず行う場合において記録を作成せずに行っている事例が確認されました。

身体的拘束等適正化委員会において「切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件を全て満たすことを確認、検討した上で、利用者や家族などに説明し十分に理解を得るとともに、その態様や時間、解除予定日、経過観察の記録、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録してください。

身体的拘束等の適正化

問題点・指導事例

身体的拘束は「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には認められていますが、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

以下のような事例については適正化を求めています。

【 具体例① 】

入院中にミトンをしていたため、**組織的な検討が行われないうまま**入居と同時にミトンを使用していた。

【 具体例② 】

入居時にサービス担当者会議で話し合いが行われたため、**組織的な再検討を行わず**に身体的拘束を継続していた。

【 具体例③ 】

「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に拘束開始日の記載はあるが、**解除予定日を設定していない**。（または長期間で設定。）

【 具体例④ 】

身体的拘束等適正化のための委員会は開催されているが、継続の有無の検討のみで、**拘束の必要性や方法に関わる再検討が行われていない**。

7

身体的拘束は「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合」には認められていますが、「切迫性」「非代替性」「一時性」の三つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されているケースに限られます。

具体例①から④のような事例については、適正化を求めています。

具体例①、②については、組織的な検討が行われないうままや再検討を行わずに身体的拘束を実施していたケースです。

具体例③については、「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」に拘束開始日の記載はあるが、**解除予定日を設定していなかったり**、長期間で設定していたケースです。

具体例④については、委員会は開催しているが、継続の有無の検討のみ行われているケースです。継続の有無のみではなく、**拘束の必要性や方法に関わる再検討が必要となります**。

職員の配置

問題点・指導事例

【 問題点① 】

- ・生活相談員を配置していない。
- ・栄養士を配置していない。

【 指導事例① 】

有料老人ホームの職員の配置については、入居者の数および提供するサービス内容に応じ、管理者、生活相談員、栄養士、調理員を配置すること。

【 問題点② 】

職員が配置されていない時間帯がある。

【 指導事例② 】

入居者の実態に即し、緊急時に対応できる数の職員を常に配置すること。



※ 有料老人ホーム職員と介護サービス事業所の業務を兼務する際の区分が不明確な事例が多くみられています。

職員の配置についてです。

一つ目の問題点についてです。

生活相談員や栄養士等有料老人ホームに配置しなければいけないとされている者が配置されていないという指導事例です。

有料老人ホームの職員の配置については、入居者の数および提供するサービス内容に応じ、管理者、生活相談員、栄養士、調理員を配置しなければなりません。

詳細は9ページで説明いたします。

二つ目の問題点についてです。

職員が配置されていない時間帯があるという指導事例です。

訪問介護事業所従業者と有料老人ホームの職員を兼務している事業所に非常に多く見受けられる事例としては、夜間、モーニングケア・イブニングケアの時間帯に、有料老人ホーム職員がいない時間帯が生じているということがあります。

訪問介護事業所従業者と有料老人ホームの職員を兼務している事業所では、どの業務に従事する時間なのかという区分が分かりやすくなるように確認表を作成したり、お使いの日課表で各業務ごとに色分けするなど工夫し、切れ間なく有料老人ホームの職員を配置してください。



青森市有料老人ホーム設置運営指導指針7(1)及び9(3)により、以下のとおり配置、勤務時間等の管理を行うこととされています。

- ①管理者
- ②生活相談員
- ③栄養士

栄養士資格を確認したうえで、献立作成業務の委託契約を締結することも可。
その場合は、嗜好調査や残食調査の結果を栄養士が献立作成に反映できるよう適宜給食会議に参加してもらうなど工夫してください。

- ④調理員

- ◆ **夜間、緊急時に対応できる職員数の確保すること。**
- ◆ 有料老人ホーム職員として勤務している者であり、**訪問介護事業所の訪問介護員としてサービス提供を行っている職員は、含めることができない。**
- ◆ 介護保険サービスの業務を兼ねる場合
それぞれの業務ごとに従事時間を勤務表や日課表で明確に区別して管理すること。

青森市有料老人ホーム設置運営指導指針7(1)及び9(3)により、以下のとおり配置、勤務時間等の管理を行うこととされています。

- ①管理者
- ②生活相談員
- ③栄養士

栄養士については、栄養士資格を確認したうえで、献立作成業務の委託契約を締結することも可能です。その場合は、嗜好調査や残食調査の結果を栄養士が献立作成に反映できるよう適宜給食会議に参加してもらうなど工夫してください。

- ④調理員

注意点としては、

- 一つ目に、**夜間、緊急時に対応できる職員数の確保すること。**
- 二つ目に、**有料老人ホーム職員として勤務している者であり、訪問介護事業所の訪問介護員としてサービス提供を行っている職員は、含めることができません。**
- 三つ目に、**介護保険サービスの業務を兼ねる場合、それぞれの業務ごとに従事時間を勤務表や日課表で明確に区別して管理すること。**

運営懇談会の設置等

問題点・指導事例

【 問題点 】

運営懇談会を開催していない。

【 指導事例 】

有料老人ホーム事業の運営について、入居者の積極的な参加を促し、かつ、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から運営懇談会を定期的に開催すること。



※ 外部からの点検が働くよう、職員及び入居者以外の第三者的立場にある学識経験者、民生委員などを加えるよう努めてください。

※ 運営懇談会では、入居者の状況、サービス提供の状況、管理費や食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めてください。

運営懇談会を開催していないという問題点についてです。

運営懇談会については、管理者、職員及び入居者によって構成されるものとなります。

また、運営懇談会の開催に当たっては、入居者又は身元引受人に周知し必要に応じて参加できるように配慮する必要があり、外部の者等との連携により透明性を確保する観点から運営懇談会を定期的に開催してください。

運営懇談会の議題については、入居者の状況、サービス提供の状況、管理費や食費その他の入居者が設置者に支払う金銭に関する収支等の内容を定期的に報告し、説明するとともに、入居者の要望、意見を運営に反映させるよう努めてください。

問題点・指導事例

【 問題点 ① 】

重要事項説明書について、サービス及び職員体制の内容誤り等の不備がある。

【 問題点 ② 】

重要事項の説明について、市へ定期報告している重要事項説明書を使用しておらず、職員体制や別添1（「事業主体が青森市内で実施する他の介護サービス」）、別添2（「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧」）の説明がされていない。

【 指導事例 】

重要事項の説明は、入居契約に関する重要な事項を説明するものであるため、入居者に誤解を与えることがないように必要な事項が記載された重要事項説明書（市へ報告しているもの）で説明すること。

11ページ、12ページでは、重要事項説明書の記載方法についての指導事例と記載例です。

よくある指導事例としては、サービス及び職員体制の内容の記載誤りや、市へ定期報告している重要事項説明書を使用していないため、説明しなければならない項目が不足していたり、別添1や別添2の添付をされていないことから指導となる事例が見受けられます。

入居者にサービスを提供する介護サービス事業所については、特定の事業者からのサービス提供に限定又は誘導することなく、複数の介護サービス事業所について、情報提供してください。



【有料老人ホーム重要事項説明書の表記について】

5. 職員体制
 ※有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員に（職種別の職員数）

	職員数(実人数)	
	合計	常勤
管理者		
生活相談員		
直接処遇職員		
	介護職員	
	看護職員	
機能訓練指導員		
計画作成担当者		
栄養士		
調理員		
事務員		
その他職員		

1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数※2
 ※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。
 ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要。

あたかも多くの職員がホームに勤務しているかのように誤認されないことが重要です！



※ 有料老人ホームの重要事項説明書等の職員数の表示については、訪問介護事業所等の勤務時間を重複して計上しないこと。
 訪問介護事業所等他事業所との兼務者は非常勤として記載してください。

※住宅型有料老人ホームが他事業所等の勤務時間を重複して職員数も計上することや「ケア付き高齢者住宅」等の広告を行うことは、不当表示となるおそれがあります。

重要事項説明書の表記について説明します。

職員体制として、有料老人ホームの職員について記載するページがございます。このページについては、訪問介護事業所等の勤務時間数を重複して計上し、常勤職員として記載している有料老人ホームが多く見受けられます。
 あたかも多くの職員がホームに勤務しているかのように誤認されないことが重要です。

問題点・指導事例

【 問題点 】

非常災害対策に関する具体的計画の内容が不十分である。

【 指導事例 】

非常災害に関する具体的な計画については、消防計画のみならず、**事業所の立地条件に応じた風水害、地震等の災害に対処するための計画とすること。**

また、当該計画に基づき避難訓練を実施し、計画の内容を検証し、見直しを行うこと。



※ 事業所の立地条件については、各災害に係る青森市ハザードマップをご確認ください。

《掲載場所》 青森市ホームページ (<https://www.city.aomori.aomori.jp>)
ホーム>安全・緊急>防災・消防>各種ハザードマップ等

水防法等において、洪水浸水想定区域内等に立地する要配慮者利用施設については、以下の内容が義務付けられています。

- ① 「避難確保計画」の作成及び市への提出
- ② 計画に基づく避難訓練の実施及び市への報告

《掲載場所》 ホーム>安全・緊急>防災・消防>要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について

非常災害への対策についてです。

避難訓練の実施記録はあるが、非常災害対策に関する具体的計画の内容が不十分であるという指摘がかなり見られました。

非常災害に関する具体的な計画については、消防計画のみならず、**事業所の立地条件に応じた風水害、地震等の災害に対処するための計画としなければなりません。**

この計画については、次ページで説明いたします。

なお、事業所の立地条件については、青森市ホームページにも掲載しておりますので、各災害に係る青森市ハザードマップをご確認ください。

さらに、水防法及び土砂災害防止法が平成29年6月19日に改正され、洪水等の浸水想定区域または土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び青森市への報告、避難訓練の実施が義務付けられました。

対象となる事業所は、青森市危機管理課へ計画の提出、避難訓練の実施結果の報告が必要となります。

詳細については、青森市のホームページをご確認ください。



計画の内容

非常災害に関する具体的計画については、以下のような内容を盛り込んだ計画を整備することとされています。

- ① 介護保険施設等の立地条件（地形 等）
- ② 災害に関する情報等の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ③ 災害時の連絡先及び交通手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ④ 避難を開始する時期、判断基準）避難準備情報発令」時 等）
- ⑤ 避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ⑥ 避難経路（避難場所までのルート（複数）所要時間 等）
- ⑦ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒歩等 等）
- ⑧ 被害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員等）
- ⑨ 関係機関との連携体制 等

介護保険施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について（平成28年9月9日付け老総発0909第1号）より



※ 必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないですが、水害・土砂災害、地震等地域の特性に鑑みた災害に対処できるものとする。

非常災害計画については、①から⑨までのような内容を盛り込んだ計画を整備することとされています。

計画は、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないですが、水害・土砂災害、地震等地域の特性に鑑みた災害に対処できるものとしてください。

また、計画作成後は、計画に基づき避難訓練を実施し、計画の内容を検証し、見直しを行ってください。

事故発生防止等

問題点・指導事例

【 問題点① 】

事故発生又はその発生を防止するための指針を整備していない。



【 指導事例① 】

事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された**事故発生の防止のための指針を整備する**とともに、職員に周知徹底を図ること。

【 問題点② 】

事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を行っていない。

【 指導事例② 】

事故発生及び再発防止のための委員会や職員研修を定期的に行うこと。



令和3年7月1日実施の指針の内容を確認！

<改正点>

事故発生又はその発生を防止するための措置を適切に実施するための**担当者を配置**すること。**(令和3年10月から義務付け)**

15

事故発生防止等についてです。

一つ目の問題点は、事故発生又はその発生を防止するための指針を整備していない。という問題点です。

事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された**事故発生の防止のための指針を整備する**とともに、職員に周知徹底を図ってください。

二つ目の問題点は、事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を行っていない。という問題点です。

事故発生及び再発防止のための委員会や職員研修を定期的に行うことが必要となります。

さらに、事故発生防止については、令和3年10月から事故発生又はその発生を防止するための措置を適切に実施するための**担当者を配置**することが義務付けられましたので、ご担当者の確認をお願いします。

問題点・指導事例

【 問題点③ 】

薬の飲ませ忘れや、医療機関の受診を要した事故について、市に報告していない。

【 指導事例③ 】

当該事故について、所定の様式により速やかに市に報告すること。
なお、事故等が発生した場合は、市の定める取扱要領に従い、5日以内に文書により報告すること。



※ 市への事故状況報告書の提出に関する取扱要領を定めています。

しかし、市への報告がなく、**実地指導の際に確認したサービス提供の記録等から事故等の発生が判明する事例が数多く見受けられます。**

※事故発生時の報告取扱要領

《掲載場所》 青森市ホームページ (<https://www.city.aomori.aomori.jp>)
ホーム>福祉・健康>事業者のかたへ>福祉・介護事業者
>高齢福祉・介護サービス事業>申請・届出>事故等の発生報告

16ページ、17ページでは、事故発生時の報告についてです。

問題点としては、薬の飲ませ忘れや、医療機関の受診を要した事故について、市に報告していない。という問題点です。

事故が発生してしまった場合は、所定の様式により速やかに市の定める取扱要領に従い、5日以内に原則メールにより報告してください。

一般検査時に多く見られるのが、市への報告がなく、**確認したサービス提供の記録等から事故等の発生が判明する事例です。**

今一度、青森市ホームページに掲載してあります、介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領をご確認ください。

報告すべき事故の範囲については以下の通りです。

- ① 利用者の負傷又は死亡事故が発生した場合
- ② 誤薬等が発生した場合
- ③ 職員（従業員）の法令違反、不祥事等が発生した場合
- ④ 利用者の行方不明が発生した場合
- ⑤ 地震・風水害や火災等による被害が発生した場合
- ⑥ 利用者又は職員の中から食中毒、結核その他感染症が発生し、他の利用者のサービス提供に影響を及ぼすおそれがある場合
- ⑦ その他、報告が必要と認められる事故が発生した場合



※ 負傷の程度については、医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等なんらかの治療が必要となった場合です。

※ 誤薬については、時間や量の誤り、飲ませ忘れ等を含みます。

報告すべき事故の範囲については、①から⑦までのとおりです。

特に注意すべき点は、負傷の程度についてです。

医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等なんらかの治療が必要となった場合となりますので、該当になるケースがございましたら忘れずに報告をお願いします。

また、誤薬については、時間や量の誤り、飲ませ忘れ等も含みますので、ご注意ください。

事故報告は、事故発生状況を把握するとともに、速やかな対応と取組みを支援、促進することにより、適切なサービス提供体制を確立し、利用者の処遇向上を図る目的で行っている主旨を御理解の上、報告を行ってください。

提供サービス（帳簿の整備）

問題点・指導事例

【 問題点 】

安否確認や状況把握サービス、生活相談サービスの供与等、提供したサービス内容について記録していない。

【 指導事例 】

入居者に供与したサービスの内容について記録した帳簿を作成し、2年間保存すること。



※ 入居者の心身の健康を保持し、その生活の安定を図る観点から入居者に供与した以下の①～⑥のサービス内容を記録すること。

- ① 入浴、排せつ又は食事の介護
- ② 食事の提供
- ③ 洗濯、掃除等の家事の供与
- ④ 健康管理の供与
- ⑤ 安否確認又は状況把握サービス ※
- ⑥ 生活相談

※ 入居者が居住部分への訪問による安否確認等を希望しない場合であっても、食事サービス提供時における確認等で安否確認等を実施する必要があります。

提供サービスに係る帳簿の整備です。

生活相談サービスや状況把握サービスの供与等、有料老人ホームが提供したサービス内容について記録していないという問題点です。

特変時のみ記録を作成するのではなく、例えば、入居者から生活相談を受けたとき、夜間の状況確認など、提供したサービスについて全て記録してください。

また、有料老人ホームのサービス提供と訪問介護事業所のサービス提供は区分し、記録を作成してください。

記録すべきサービス内容については①から⑥までのサービスとなります。現在記録している内容について、不足がないかご確認ください。

給食の運営

問題点・指導事例

【 問題点① 】

適切に検食が行われていない。

- ・ 検食が毎食行われていない。
- ・ 入居者への食事提供後に行っている。
- ・ 調理関係者が検食を行っている。
- ・ 検食時間が事前に検食簿に記載されており、実態と異なる。
- ・ 有料老人ホームの業務に従事していない者が検食を行っている。 など

【 指導事例① 】

検食は、**毎食**、入居者への**食事提供前に調理関係者以外の有料老人ホームの業務に従事している職員が行い**、実施年月日、検食者名、所見等必要事項を記録すること。



※ 特に有料老人ホームの職員が**訪問介護事業所の従業者等を兼務している場合**には注意してください。

※ 利用者に対して、給食の提供を行う場合は、食数や業者への委託等により、届出内容が異なります。届出については、**保健所に確認**を行ってください。

19ページ、20ページについては、給食の運営についてです。

検食については、・ 検食が毎食行われていない。 ・ 入居者への食事提供後に行っている。 ・ 調理関係者が検食を行っている。 ・ 検食時間が事前に検食簿に記載されており、実態と異なる。 ・ 有料老人ホームの業務に従事していない者が検食を行っている。 など多くの問題が指摘されています。

検食は、**毎食**、入居者への**食事提供前に調理関係者以外の有料老人ホームの業務に従事している職員が行い**、実施年月日、検食者名、所見等必要事項を記録してください。

注意点としては、有料老人ホームの職員が**訪問介護事業所の従業者等を兼務している場合**です。検食をしなければならないのは、有料老人ホームとして勤務している時間に限られます。

なお、利用者に対して、給食の提供を行う場合は、食数や業者への委託等により、届出内容が異なります。届出については、**保健所に確認**を行ってください。

給食の運営

問題点・指導事例

【 問題点② 】

給食会議を開催していない。

【 問題点③ 】

嗜好調査、残食調査を行っていない。

【 問題点④ 】

嗜好調査、残食調査を行っているが、その結果を給食委託業者の栄養士に伝えていない。



【 指導事例 】

- ・ 給食会議は、施設長等関係職員を参加させ、**毎月開催**すること。
- ・ 嗜好調査、残食調査等を適切に行うとともに、その結果等を**栄養士が献立に反映させる等工夫**すること。

次に、給食会議、嗜好調査、残食調査を行っていなかったり、適切に実施していないという問題点についてです。

給食会議は、施設長等関係職員を参加させ、**毎月開催**してください。

また、嗜好調査、残食調査等を適切に行うとともに、その結果等を**栄養士が献立に反映させる等工夫**してください。

問題点・指導事例

【 問題点 】

職場におけるハラスメント対策について必要な措置を講じていない。



【 指導事例 】

必要な措置について

- ・職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。
- ・相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること。

【厚生労働省ホームページ掲載場所】

介護現場におけるハラスメント対策（マニュアル、研修手引き 掲載）

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護
> 介護・高齢者福祉 > 介護現場におけるハラスメント対策
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

職場におけるハラスメント対策について必要な措置を講じていない指摘事例です。

必要な措置とは、
職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、職員に周知・啓発すること。
相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、職員に周知すること。
となります。

ハラスメント対策については、厚生労働省のホームページにマニュアルや、研修の手引きが掲載されておりますので、ぜひご確認ください。

その他

項目	問題点	指導事例
契約内容等	入居契約書に、必要事項である身元引受人の権利、義務や契約解除の要件及びその場合の対応に関する事項を明示していない。	入居契約書の不備について修正し、変更届を市に提出すること。
名簿の整備	入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備していない。	緊急時において迅速かつ適切に対応できるようにする観点から、入居者及びその身元引受人等の氏名及び連絡先を記載した名簿を整備すること。
金銭等管理	設置者による預り金の自主点検が実施されていない。	有料老人ホームが入居者の金銭等を管理する場合には、設置者への保管金額等の報告を毎月行うほか、設置者は預り金について自主点検を年4回以上行うこと。
遺留金品の取扱い	遺留金品について、引き渡しの際に、受領書に受領印又は署名を徴しておらず、また引き渡しに係る記録を整備していない。	遺留金品等の引き渡しの際には、受領書に親族や身元引受人等の受領印又は署名を徴し、引き渡し年月日、引き渡した相手の名前、立会い者名等を記録しておくこと

その他として、上記の表中の項目についても、指摘が見受けられますので、ご確認ください。

その他（研修について）

研修内容	注意点
高齢者虐待防止のための研修	全職員に対して定期的を実施
身体的拘束等適正化のための研修	介護職員その他の従業者に対し定期的を実施
事故発生防止のための研修	定期的を実施
採用時及び採用後における定期的研修	生活相談員や直接処遇職員に実施 ※
認知症介護基礎研修 （R6. 3. 31まで努力義務）	介護に直接携わる職員に実施
業務継続計画について必要な研修 （R6. 3. 31まで努力義務）	定期的を実施
感染症の予防及びまん延の防止のための 研修（R6. 3. 31まで努力義務）	定期的を実施

※「高齢者の心身の特性」「実施するサービスのあり方及び内容」「介護に関する知識及び技術」「作業手順」等について研修を行うこと。

23

最後に、指導事例から、研修の実施について多く指摘が見られましたので、必須となる研修や実施頻度についてまとめました。

令和6年3月31日まで努力義務となっているものについては、経過措置期間中は、実施に努めることとされます。
各有料老人ホームで研修を実施する際は、計画的に実施してください。

また、受講状況が分かるよう、4ページの研修記録を参考とし記録を整備してください。

運営状況の自主点検

利用者に適切なサービスを提供するためには、**事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、基準や指針の内容が守られているか常に確認することが必要**です。

市では、サービス事業ごとに、法令、関係通知等をもとに運営上必要な事項を点検するための自主点検表を作成しています。少なくとも年に1度は点検を実施してくださいようお願いします。

一般検査における指導事例

青森市が実施した一般検査における指導事例については、青森市ホームページに掲載し、定期的に更新しておりますので、ご確認いただき事業運営の参考としてください。

※「自主点検表」「一般検査における指導事例」掲載場所

青森市ホームページ (<https://www.city.aomori.aomori.jp>)
ホーム > 福祉・健康 > 事業者のかたへ > 福祉・介護事業者
> 高齢福祉・介護サービス事業 > 指導・監査等

利用者に適切なサービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、基準や指針の内容が守られているか常に確認することが必要です。市では、サービス事業ごとに、法令、関係通知等をもとに運営上必要な事項を点検するための自主点検表を作成しています。少なくとも年に1度は点検を実施してくださいようお願いします。

また、青森市が実施した一般検査における指導事例については、青森市ホームページに掲載し、定期的に更新しておりますので、ご確認いただき事業運営の参考としてください。

自主点検表、指導事例、共に青森市ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。